

厚木市告示第 375 号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標を失効したので、厚木市自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和 38 年厚木市規則第 28 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

令和 8 年 10 月 7 日

厚木市長 山口 貴裕

1 失効番号票

相模 7 5 1 0 厚木

相模 8 6 9 8 厚木

相模 7 5 1 8 厚木

相模 7 5 1 4 厚木

2 失効日 令和 8 年 9 月 28 日